

# 日高町中小企業・小規模企業借入資金 保証料及び利子補給金のご案内

日高町内の中小企業・小規模企業の育成振興及び経営の近代化を推進するため、町内で事業を営む企業または個人を対象にした借入資金の保証料及び利子補給金を交付します。

この制度は、運転資金、設備資金又は事業開始資金として有効にご利用いただけるものとなっております。

また、交付の対象は、下記に記載の中小企業者及び小規模企業者を基本としますが、一定の要件を満たす場合は対象となることがありますので、詳細については下記お問い合わせ先にご相談ください。

## 【交付の対象】

町内に事業所を有する中小企業者及び小規模企業者であって次の1～5すべてに該当する者

- 1 日高町商工会の会員である者
- 2 日本政策金融公庫貸付資金、北海道中小企業総合振興資金又は町内に本店若しくは支店を有する金融機関が設ける制度により、融資を受けた者
- 3 交付申請時点で、継続して1年以上事業を営む者で、他の補給を受けていない者
- 4 過去の借入れで返済の遅滞がない者
- 5 町税を完納している者

## 【交付の対象外】

次に該当する者は、交付の対象としない。

- 1 農林水産業、軽種馬事業、その他これに類する事業を営む者
- 2 既にこの制度の保証料及び利子補給金が交付されている者で、交付の対象2の融資を受けた場合
- 3 借換えによるもの
- 4 1年未満の短期借入によるもの

## 【補給金の額・交付期間】

### 1 保証料補給金

- ・補給金の額 北海道保証協会に1月1日から12月31日までの間に支払った保証料の額の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）とする。
- ・限度額 20万円を限度とする。

### 2 利子補給金

- ・補給金の額 貸借契約の返済条件に基づき、1月1日から12月31日までの間に支払った利子の額（1,000円未満切り捨て）とする。
- ・限度額 10万円を限度とする。
- ・年利率 1.0パーセントを限度とする。
- ・交付期間 償還が開始された日の翌日を起算日として120月を限度とする。

### 3 申請書提出先 日高町商工会

## 【お問い合わせ先】

日高町役場 商工観光課 商工グループ 電話 01456-2-6031  
日高町商工会 電話 01456-2-6301

## 令和2年度ふるさと納税受入実績のご報告

令和2年度中にいただきました「ふるさと日高応援寄附金（ふるさと納税）」の事業別受入実績は次のとおりです。

いただいた寄附金は、基金に積み立てた後に該当の事業に充当させていただきます。  
これからも多くの方々に日高町を応援いただけるよう、有効に活用してまいります。

寄附金事業名	件数	金額
ふるさとの福祉・少子化対策に関する事業	1,358件	20,634,620円
ふるさとの教育・文化に関する事業	477件	6,914,576円
ふるさとの自然環境保全に関する事業	857件	12,522,800円
ふるさとの産業振興及び地域振興に関する事業	2,118件	51,379,561円
ホッカイドウ競馬の応援に関する事業	590件	9,082,000円
新型コロナウイルスに関する対策・支援事業	31件	275,000円
<b>合 計</b>	<b>5,431件</b>	<b>100,808,557円</b>

## 「お礼の品」販売事業者の募集について

日高町では、ふるさと納税による寄附受入の増と、地場産品のPRによる地域の活性化を図ることを目的に、日高町に対してふるさと納税による寄附をされた町外の方にお礼の品を進呈しています。

さらなる事業推進のため、お礼の品となる商品を町に販売いただける事業者を募集してまいります。

すでに商品を販売いただいている事業者につきましても、追加商品の提案や新ポータルサイトへの掲載を受け付けていますので、ぜひご検討ください。

事業者及びお礼の品の要件等は次のとおりです。

事業者の要件	町内で生産、製造もしくは加工される商品または町内でおこなうサービスの提供者である法人または個人。
お礼の品の要件	町内で生産、製造または加工しているもの、または町内で生産されたものを使用し、町外で加工しているもの。 ただし、事業者及びお礼の品の登録に関しては、上記の要件に適合しても町が適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

※ 随時受付していますので、お申し込み・お問い合わせは下記まで連絡をお願いいたします。

【お申し込み・お問い合わせ先】

日高町役場 商工観光課 商工グループ 01456-2-6031